

令和8年度 美川 創業・新規出店 奨励金制度のご案内

美川商工会では、白山市美川地域(美川商工会管内)における商業関連の創業や新規出店の促進を目的として、以下の事業者に対して奨励金を交付いたします。

○申請要件

(1)新規創業

- ・令和7年4月～令和9年1月において、地域内で商業関連(*1)にて開業した事業者
- ・*事業承継(親族内承継及び従業員承継、M&A等)の場合は対象外とする

(2)新規出店

- ・令和7年4月～令和9年1月において、地域内で新たに店舗を建設・改装または賃貸して、商業関連(*1)にて新規出店した事業者(美川商工会員含む)
- ・*地域内外の事業所が既存事業と異なる対象業種で新規出店した場合は対象とする
- ・*地域外の事業者が既存事業と同じ対象業種で新規出店した場合は対象とする
(美川地域内での既存事業と同じ対象業種での新規出店や移転の場合は除く)

(1)及び(2) 共通

- ・美川商工会の会員または加入申込書を提出し、継続的に商工会の指導を受けること
- ・申請要件を満たすと美川商工会 商業部会 正副会長会議等にて判断されること
- ・同一の商業関連店舗等での本奨励金への申請は1回を限度とする

○商業関連(*1)の対象業種

「主たる業種」が、総務省が定める日本標準産業分類による大分類が「G 情報通信業」、「H 運輸業、郵便業」、「I 卸売業、小売業」、「J 金融業、保険業」、「K 不動産業、物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」

○奨励金額 上限 50,000 円 ～ 下限10,000円

(令和8年度本制度予算額20万円を当該年度の申請件数で割った金額となります。)

○申請期間 令和8年 6月25日 ～ 令和9年1月末日まで

○申請書類

- ・美川 創業・新規出店 奨励金 申請書
- ・地域内に新規創業や新規出店をしたことが分かる資料
店舗を建設または改装したことが分かる資料(店舗写真、請求書、領収書等)
店舗物件を賃貸したことが分かる資料(店舗写真、賃貸契約書等)
・新規創業の場合 個人:開業届の写し 法人:履歴事項全部証明書の写し
- ・振込先口座名義等が確認できる資料

○振込期間 令和9年3月(予定)

○申請に関するお問い合わせ 美川商工会 076-204-6818